

請求書の押印省略に関する Q&A

No.	質問	回答
I 対象となるもの		
1	押印が省略できる請求書はどのような請求書ですか。	令和 6 年 12 月 1 日以降に発行された請求書が対象となります。 ただし、法令・規則・要綱等で押印が定められている請求書は押印を省略することはできません。
2	従来どおり、押印した請求書を提出してもよいですか。	押印のある紙の請求書の取扱いに変更はありません。従来どおり原本を提出してください。
II 押印省略の方法（法人・各種団体・個人事業主）		
3	押印省略する場合の方法を教えてください。	次のいずれかの記載がある場合は、請求書の押印を省略できます。 ・請求書に「発行責任者、担当者の氏名及び電話番号」の記載があるもの ・請求書に適格請求書発行事業者登録番号（以下、「インボイス登録番号」という。）及び電話番号の記載があるもの
4	発行責任者とは誰ですか。	請求書を発行する部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、発行するにあたり責任を有する方になります。
5	担当者とは誰ですか。	本件に関する事務を担当する方になります。
6	発行責任者と担当者が同じ場合、どのように記載すればよいですか。	発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄に「同上」と記載して構いません。
7	「発行責任者、担当者氏名」は苗字のみの記載でもよいですか。	フルネームで記載してください。
8	「発行責任者、担当者の氏名及び電話番号」の記載は手書きでもよいですか。	可能です。ただし、鉛筆やフリクションボールペン等の消せる筆記用具での記載はできません。
III 電子メールによる提出関連(法人・各種団体・個人事業主)		
9	押印を省略した請求書は電子メールで提出できますか。	電子メールによる提出も可能です。請求書は改ざん防止のため PDF 形式の添付ファイルとし、内容が鮮明に読み取れるものとしてください。 また、提出後は担当部署に受信確認の連絡をしてください。
10	押印した請求書は電子メールで提出できますか。	可能です。ただし、押印を省略した場合と同様、請求書に「発行責任者、担当者の氏名及び電話番号」もしくは「インボイス登録番号及び電話番号」の記載が必要となります。また、提出後は担当部署に受信確認の連絡をしてください。
11	請求書を電子メールで提出する場合、どこに送付すればいいですか。	取引のある担当部署にお問い合わせください。
12	押印を省略した請求書を FAX で送ることはできますか。	請求書の文字が不鮮明になることが懸念されるため、押印省略の有無を問わず、FAX での提出は認めていません。
IV その他		
13	押印を省略した請求書の内容に訂正がある場合、どのようにしたらよいですか。	原則として訂正はできません。請求書の差替えをお願いします。